あなたのお店に消火器はありますか？

糸魚川市大規模火災（2016年12月22日／写真提供：糸魚川市消防本部）

2019年10月1日～

火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が必要となりました。

飲食店

火を使用する設備又は器具がある？

→ はい → 設置義務あり※

→ いいえ → 設置義務なし

※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）

○ 調理油過熱防止装置

× 立ち消え防止安全装置

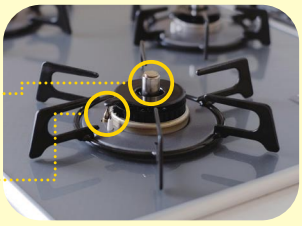

ガスコンロ

建物の面積等によっては免除できません。詳しくは裏面の消防局へお問い合わせください。

一般財団法人
日本消防設備安全センター

消火器を設置するにあたって

1

消火器を設置します。標識も忘れずに!

最寄りの販売店等でご購入ください。

2

消火器を設置後、6カ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署へ点検結果報告書を提出します。

※消火器設置義務対象施設においては、
点検及び消防署への報告が必要になります。

● どなたでもご自分で点検することができます!

蓄圧式消火器
製造年から**5**年まで
外観のみの点検

加圧式消火器
製造年から**3**年まで
外観のみの点検

建物の面積等によっては点検資格が必要となります。

点検については下記のQRコードをご利用ください。

点検報告支援
パンフレット

消火器点検
アプリ

報告書はお近くの消防署にご連絡いただくか
下記よりダウンロードしてご利用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf

各届出に係るお問い合わせについては、
お近くの消防署までご連絡ください。

お問い合わせ先
明石市消防局予防課
TEL　078−918−5272

※他の消防設備や防火管理者などの届出が必要となることがあります。
詳細はお問い合わせください。

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館